

第四次北本市障害者福祉計画並びに北本市第八期障害福祉計画及び北本市
第四期障害児福祉計画策定業務委託仕様書

1 業務名称

第四次北本市障害者福祉計画並びに北本市第八期障害福祉計画及び北本市第四
期障害児福祉計画策定業務

2 目的

本委託業務は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の規定に基づき、障
害者の自立支援及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を
図るための本市における障害者のための施策に関する基本的計画（障害者福祉計
画）として「第四次北本市障害者福祉計画」（計画期間：令和9年度から令和1
8年度まで）を、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
の規定に基づく、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業
務の円滑な実施に関する計画として「北本市第八期障害福祉計画」（計画期間：
令和9年度から令和11年度まで）を、児童福祉法の規定に基づく障害児通所支
援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支
援の円滑な実施に関する計画として「北本市第四期障害児福祉計画」（計画期
間：令和9年度から令和11年度まで）を一体的に策定するために必要な支援及
び関連業務を委託するものである。

なお、計画の策定に当たっては、関係法令及び国、県の通知・指針等を踏まえ、
本市における上位計画及び関係計画との整合を図るものとする。

3 契約期間

契約を締結した日から令和9年3月25日まで

4 業務内容

(1) コンサルティング業務（令和7年度、令和8年度業務）

計画の進捗状況及びサービス給付実績についての分析及び整理を行い、提案、
助言、調整等の方法により計画の策定を円滑に進めるための総合的なコンサル
ティング業務を行うこと。

(2) アンケート調査業務（令和7年度業務）

計画策定の基礎資料とするため、障がい児者を対象としたアンケート調査及び調査結果の分析を実施すること。

① 調査方法

郵送配布し、郵送回答及びインターネット回線を使用した回答（以下「ウェブ回答」という。）とする（想定回収率60％）。

② 調査期間

令和7年11月から12月頃（回答期間は3週間～4週間程度）

③ 調査対象数

身体、知的、精神障がい者の合計1,000件及び障害児通所支援受給者100件とする。

なお、種別による件数は手帳所持者数等により調整する。

④ 設問

受注者は、前計画策定時に実施したアンケート調査や本市の現状と問題点、その改善に係る考えや意見を反映させた上で、本市の実情に即した設問案を提示し、発注者と協議の上決定する。なお、障害種別及び程度別に設問を分ける場合もある。

⑤ 送付方法

ア 発送等作業

受注者は、調査票の印刷及び宛名ラベル、発送用、返信用の封筒を作成し、封入封緘等発送作業を実施すること。

イ 調査票

調査票には、当該業務を受注した旨を表記し、問合せ先として受注者の名称、所在地、電話番号、FAX番号を記載すること。調査票は用紙の他、ウェブ回答が可能となるよう、専用のウェブ回答用フォームを作成し、該当ページの二次元コードを調査票又は依頼状に印字すること。なお、対象者が用紙又はウェブ回答のいずれかの方法で回答した場合において、もう一方について重複した回答が集計されないよう、管理番号等を用いて適切に管理・集計すること。

ウ 封筒

受注者は、発注者と協議の上、発送用封筒及び返信用封筒を作成するこ

と。封筒は、調査票の発送、返信に支障がない大きさとする。封筒には、差出人又は返信先として北本市役所の「所在地」及び「名称」を表示すること。

返信用封筒については、「料金受取人払郵便」の表示をし、料金受取人払いの利用に伴う郵便局の承認手続、料金支払い等は受注者が行うこと。

エ 宛名ラベル

宛名ラベルは受注者が提供し、発注者が抽出、印刷する。なお、宛名ラベルの貼付等は受注者が行うこと。

⑥ 礼状兼督促はがきの送付

アンケート送付者全員（1, 100件）に対し、発送すること。記載内容は受注者の提案により、発注者と受注者協議の上決定する。はがきは、受注者が作成、印刷し発送に要する作業も行うこと。なお、宛名ラベルは受注者が提供し、発注者が印刷する。

⑦ 費用負担

アンケートの発送、回収及び礼状の発送に関わる郵便料等の費用負担は委託料に含むものとする。

(3) アンケート調査結果の集計、報告書の作成業務（令和7年度業務）

受注者は、返送されたアンケートを回収し、調査票の集計、分析を行うこと。また、その結果を報告書として作成すること。

- ① 調査票の点検、整理、データ入力
- ② 調査票の結果集計、分析（設問により単純集計、クロス集計を行う）
- ③ 前計画策定時に実施した調査結果を踏まえた分析、課題の抽出
- ④ 調査結果報告書の作成、印刷

ア 調査結果報告書

○紙媒体：30部、A4判、両面印刷（表紙等は除く）、1色刷り、150～200頁、無線綴じ（左綴じ、長辺綴じ）

○電子媒体：電子データ2種類（PDF及びExcel又はWord）を記録したCD又はDVD1枚

イ 納品時期

電子データを令和8年3月頃に納品し、製本された報告書は令和9年2月までの納品を予定するが、発注者と協議の上、決定する。

(4) 市民意向の計画への反映と情報提供（令和 8 年度業務）

発注者の要請により関係団体、事業者等を対象にヒアリング調査を実施するとともに、パブリックコメント制度を活用し、幅広く市民の意見を反映させること。なお、受注者は、ヒアリング調査及び市が行うパブリックコメント手続きの支援を行うものとする。

(5) 現状分析業務（令和 7 年度、令和 8 年度業務）

- ①障害者施策の課題、方策の検討と提案
- ②障害者手帳所持者数等基礎資料の分析と推移の検討
- ③障害福祉サービス等の給付実績及びサービス利用・提供に係る現状分析
- ④国・県の指針等により、サービス目標値の推計

(6) 各種計画との調整（令和 8 年度業務）

北本市の他の計画との整合性を図るための調整を行うこと。

(7) 計画策定委員会及び庁内会議の運営に関する支援

（令和 7 年度、令和 8 年度業務）

策定委員会を 5 回程度、庁内会議を 5 回程度の開催を予定しており、各会議に 1 名以上出席し、会議資料提供、議事録作成、オブザーバーとしての資料説明等の支援を行うこと。会議開催に当たっては、事前に打ち合わせを行うこと。

なお、議題、運営方法、出席回数等については、発注者と別途協議するものとする。（策定委員会等の開催回数は目安であり、会議の進捗状況等により、回数を変更する可能性がある。）

(8) 計画策定業務に係る連絡調整（令和 7 年度、令和 8 年度業務）

本委託業務の連絡調整は主担当者が行い、必要な場合は市役所内で打ち合わせを行うこと。確認、決定事項等の記録を作成し、発注者の確認を受けること。

(9) 国、県の指針等への対応（令和 7 年度、令和 8 年度業務）

国、県から示されるスケジュール、指針、中間報告等の情報把握に努め必要な対応を行うこと。

(10) 計画素案等の作成（令和 8 年度業務）

受注者は、関係法令、国及び県の指針等、アンケート調査結果、策定委員会の意見等を踏まえ、また、本市を取り巻く社会経済情勢、地域の特性、障がい者の状況などを的確にとらえると同時に、障害者福祉に関連する制度等との整合性を保った計画を策定すること。計画の目的、基本理念、位置づけ、期間及び基本目

標について設定を行うこと。策定委員会等での検討事項を踏まえ、計画の骨子に沿って施策の構築を行うこと。

5 成果品

成果品として、以下のものを納品すること。

成果品の著作権その他の権利は、発注者に帰属するものとする。

(1) アンケート調査結果報告書（再掲）

ア 紙製本 30部

イ 電子データ一式 1部

(2) 第四次北本市障害者福祉計画並びに北本市第八期障害福祉計画及び北本市第四期障害児福祉計画計画書 概要版

ア 紙製本 50部

イ 電子データ一式（CD又はDVD） 1部

PDF及びExcel又はWordの2種類を記録すること

A4版・四色程度・8頁程度

※視覚障がいのある人に向けた音声読み上げ機器用「音声コード」の掲載と、音声コードを示す切り欠き加工を行うこと。

(3) 第四次北本市障害者福祉計画並びに北本市第八期障害福祉計画及び北本市第四期障害児福祉計画計画書

ア 紙製本 120部

A4版、両面印刷（表紙等は除く）、1色刷り、70～100頁、無線綴じ（左綴じ、長辺綴じ）、表紙レザック

イ 電子データ一式（CD又はDVD） 1部

PDF及びExcel又はWordの2種類を記録すること

6 委託料の支払い

委託料には、本仕様書に記載の業務をすべて含み実績に応じた中間払い、完成払いとする。年度ごとに検査を実施し、合格したときは、受注者からの請求により支払うものとする。

① 中間払い 令和8年3月末（4業務内容(2)アンケート調査業務部分）

② 完成払い 令和9年3月末

7 守秘義務及び個人情報の適正な管理

この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、「個人情報の

取扱いの委託を含む契約における特記事項」に掲げる事項を遵守しなければならない。

8 その他

本業務の執行体制については、過去に同種の計画策定業務経験がある等の障害福祉に精通した者を業務の責任者とする。

業務の履行にあたっては、本仕様書及び北本市標準委託契約約款（平成23年告示第65号）によること。特に記載がない事項等の疑義が生じた場合は双方の協議によりこれを解決するものとする。